重要事項説明書 医療保険用

当事業所はご利用者様に対して、指定訪問看護サービスを提供します。事業所概要や提供される サービス内容、契約上ご注意して頂きたい内容をご説明します。

> 当事業所は医療保険の指定を受けています。 (医療機関コード 1090238)

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社 ワクラフ
代表者氏名	代表取締役 今 綾子
本 社 所 在 地	江別市新栄台 6番地の30
法人設立年月日	2019 年 4 月 17 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

事 業 所 名 称	訪問看護ステーション こことわ
事業所所在地	江別市野幌寿町3番地3 グリーンコーポ101号室
連 絡 先	011-887-8601
事業所の通常の 実施地域	江別市内

					こ利用石様か、生活の質を
事	業	の	目	的	生活を営むことができるよ 日常生活活動の維持回復る
					4.10 M + 1.

ご利用者様が、生活の質を確保し、可能な限り自立した自分らしい日常 よう利用者の療養生活を支援し、健康管理及び [を目指すことを目的として訪問看護サービス を提供します。

営	業	日	月曜日から金曜日(国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く)
営	業時	間	午前9時から午後5時

(1) 事業所の職員体制

|--|--|

職	職務内容	人員数
管理者	1 適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行う2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う4 看護支援の質向上のための、職員教育研修など行う	常 勤1 名 (看護職員 兼務)

1 訪問看護計画の作成

- 2 計画の内容に沿った支援の提供、看護計画の評価や修正
- 3 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成 し主治医に提出する。
- 4 病状悪化や臨時的に必要な状況により随時主治医と連携を図
- 5 主治医や居宅介護支援事業者との連絡、サービス担当者会議へ の出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図る

看護職

常 勤 1名

非常勤 1名 以上

3 サービスの内容

3 サービスの内容	\$
	サービスの内容
訪問看護指示書 居宅サービス計 画書の確認	指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を記載した、訪問看護指示書を受け、確認します。(交付の際に医療機関から利用者へ交付料金の請求が発生致します) 居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)を確認します。
基本情報・保険証 の確認	病状や生活状況などを確認します。 介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認します。
訪問看護計画の 作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 訪問看護計画書は、利用者又は家族にその内容を説明しご確認いただき同意を得ます。 利用者へ訪問看護計画書を交付します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、各利用者に応じた訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康状態の観察、状態悪化時の対応 ② 療養上の世話・日常生活援助 入浴・清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び 排泄・日常生活療養上の世話、薬の管理、ターミナルケア、環境整備など ③ 診療の補助 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置 ④ リハビリテーションに関すること。 ⑤ 家族の支援に関すること。 家族への療養上の指導・相談、健康管理など
訪問看護内容の 修正・評価	常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握 に努め、看護の内容の評価や検討を行います。必要時は内容の修正を行 い、より適切な支援を継続できるよう努めます。
支援内容結果の 報告	訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、主治 医、居宅介護支援事業者に提出します。

4 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

6 各関係者との連携

指定訪問看護の提供にあたり、ご家族や主治医、居宅介護支援事業者及びその他の支援者と、利用者の同意を得たうえで、密接な連携に努めます。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ⑤ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします
- ⑥ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
- ⑦ 本事業所(訪問看護ステーション・指定居宅介護支援事業所)は、個人情報保護方針に基づき次の とおり、「個人情報の利用目的」を定め、利用者の同意を得られた場合は、当該内容は利用させてい ただきます。

個人情報利用目的

<事業所内での利用>

ご利用者に提供するサービス業務等(計画・報告・連絡・相談等)

本事業の請求業務等、本事業所会計・経理等の報告

事故等の報告・連絡・相談

サービスの質向上等(ケア会議、研修等)

その他、ご利用者に係る管理・運営業務等

<他事業所等への情報提供>

主治医の所属する医療機関、連携医療機関、他事業所との連携、照会への回答等

家族等介護者への心身の状況説明

医療保険・介護保険事務の委託

審査支払機関への請求等、審査支払機関又は保険者からの照会への回答

損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

<上記以外の利用>

看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力

学会での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

※上記以外での利用が必要な場合は必ず同意を得ます。ご不安がありましたら管理者までご相談ください。

8 医療 DX 推進への体制について

医療 DX とは、保険・医療・介護に関する情報やデータを活かして病気の予防やより良い医療と介護の実現を目指すために社会や生活を変えることを指します。

当事業所でも、介護医療ソフト・タブレット端末などの活用、オンラインでの請求や資格確認を利用し、 業務の効率化を図ることで、ケアの質向上へとつながっています。また、情報漏洩などのデメリットに対 しては、業務フローの整備と安全規定の策定、職員研修教育などで、対策をしています。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る 居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行います。(損害賠償保険に加入しています。)

10 虐待の防止、身体拘束適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束適正委員会を設置し、運用指針に沿い体制を整備しています。
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ③ 身体拘束は原則行いません。利用者の安全を第一優先とし、他の策を講じても生命の危険を避けられないやむを得ない場合は、ご家族へ十分に説明を行いご理解いただいた場合に対応します。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 災害発生時・感染症まん延時の対応

- ① 事業者は、災害や感染症発生時に迅速に対応できるよう業務継続計画を策定し、定期的な研修訓練を実施します。
- ② 災害発生・感染症まん延時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。 状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時 の訪問を行います。その際、医療依存の高い利用者の対応を優先させて頂きます。

12 ハラスメント対策について

- ① 事業者は、職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化の必要な措置を講じています。
- ② 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、 従業者に周知・啓発し、相談対応のための担当者や窓口を定めています。
- ③ サービス利用中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、 状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があり ます。(・叩く・蹴る・暴言で威 嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言を する・叫ぶあるいは大声を出すなど)

13 利用料金

※利用者負担額

下記の利用料金より医療保険の利用者負担割合に応じた額がご利用者様の負担額になります。

(1) 訪問看護療養費

				料金	内容	
		看	5, 550 円/日	1	週3日目まで	
	ı	准	5,050円/日	1		
		看	6,550円/日			
		准	6,050円/日	1	週4日以降 ※1	
訪		看		5,550円/日	海2ロ日 士で	
問 看		准	2人	5,050円/日	- 週3日目まで 	
訪問看護基本療養費※1	I	看		6,550円/日	油 4 口 以 10久	
本療		准		6,050円/日	→ 週 4 日以降 	
養費	※ 2	看	2 1 5 4	2, 780 円/日	週3日目まで	
X		准		2,530 円/日	廻り口日まじ	
		看	3人以上	3, 280 円/日	週 4 日以降	
		准		3,000円/日	週 4 口以阵 ————————————————————————————————————	
	Ⅲ ※ 3		8,500円/日		在宅療養に備えて一時的に外泊をしているご利用者 への訪問(入院中原則1回)	

- ※1 週4日以上利用できる方は、厚生労働大臣が定める疾患等(※4)と急性増悪その他主治医が一時的に 頻回の訪問看護が必要であると認めたことによる特別訪問看護指示書での指示期間中のご利用者のみ となります。
- ※2 同一建物内で同一日に2名以上の訪問看護を実施する場合の料金です。
- ※3 厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者については2回まで訪問が可能です。

		料金	内容
訪問看護	初回	7, 670 円/月	月の初日の訪問
设管理療養費	2 日目 以降	3,000円/日	月の2日目以降の訪問

(2) 訪問看護療養費の加算等について

(2) 訓问有設炼食具の加昇						
	料金	内容				
訪問看護医療DX情報活用加算	50 円/回	利用者の同意の上、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合加算します。 ※月に1回のみ算定				
24 時間対応体制加算	I 6,800円/月 II 6,520円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24時間連絡体制にあって、かつ、緊急時訪問を必要 に応じて行う体制にある場合に月に1回、加算しま す。 I 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取 組を行っている場合 II I以外の場合				
特別管理加算	I 5,000円/月 II 2,500円/月	特別な管理を必要とする利用者(※5)に対して、実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。				
緊急時訪問看護加算	I 月 14 日目まで 2,650円/日 II 月 15 日目以降 2,000円/日	利用者の求めで、主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に訪問日毎に加算となります。				

難病等複数回訪問看護加算	1日2回 4,500円/日 同一建物に3人以上 の場合は4000円/日 1日3回 8,000円/日 同一建物に3人以上 の場合は7200円/日	厚生労働大臣が定める疾病等(※4)の方、特別訪問 看護指示期間中の方が対象です。
長時間訪問看護加算	5, 200 円/回	90 分を超える訪問看護が必要な場合、特別管理加算 対象の方・特別指示期間中の方は1回/週まで可能で す。
複数名訪問看護加算	看護師 2 名 4,500 円/日 同一建物に 3 人以上 の場合は 4000 円/日	厚生労働大臣が定める疾病等(※4)の方、特別訪問 看護指示期間中の方、暴力行為や迷惑行為などがみら
	看護師と准看護師 3,800円/日 同一建物に3人以上 の場合は3000円/日	れる方で、1 人での看護が困難である場合、ご利用者・ご家族の同意を得て訪問看護を行った場合に週に1回加算となります。
夜間・早朝訪問看護加算	2, 100 円/日	夜間とは 18 時~22 時 早朝とは 6 時~8 時 対象となる時間に訪問した場合加算となります
深夜訪問看護加算	4, 200 円/日	深夜とは22時~6時 対象となる時間に訪問した場合加算となります
退院時共同指導加算	8,000円/回	病院や介護老人保健施設に入院・入所の方が退院・退所にあたって、医師または施設職員・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に月に 1 回加算されます(但し、厚生労働大臣が定める疾病等(※4)の方は2回)。
退院支援指導加算	1 6,000 円/回 2 8,400 円/回	1 厚生労働大臣が定める疾患等(※4)に該当する 場合に、保健医療機関等から退院する日に当該保 険医療機関以外において、看護師が療養上の指導 を行った場合に加算されます。 2 上記1に加え、支援や指導に要した時間が90分 を超えた場合、又は複数回の支援の合計が90分 を超えた場合、加算されます。
在宅患者連携指導加算	3,000円/月	ご利用者の同意をえて、医療関係職種が文書で共有し 連携し、指導を行った場合に加算されます。
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円/回	主治医の求めでご利用者宅でカンファレンスを行った場合、月2回まで加算されます。

訪問看護ターミナルケア 療養費		25, 000 円 10, 000 円	主治医との連携のもと、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画および支援体制についてご利用者およびそのご家族等に対して説明を行い、同意を頂き、死亡日及び前 14 日以内に 2 日以上のターミナルケアを実施した場合に算定します(退院日の退院支援指導加算含む) 1⇒在宅もしくは老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに準ずる施設で死亡した場合 2⇒特別養護老人ホームで死亡した場合
訪問看護情報提供療養費	1	1,500円/月	市や保健所等への情報提供をした場合
初 问有 設	3	1,500円/月	入院・入所時に保険医療機関へ情報提供した場合

※4 厚生労働大臣が定める疾病など

- ・末期の悪性腫瘍
- ・多発性硬化症
- 重症筋無力症
- ・スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤール分類Ⅲ以上で生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)

	ヤール分類	生活機能障害度
ステージ1	片側だけの障害で軽度	I度
ステージ2	両側性で日常生活がやや不便	日常生活や通院にほとんど介助を要しない
ステージ3	姿勢反射障害・突進現象があり 起立・歩行に介助を要する	Ⅱ度 日常生活、通院にほとんど介助を要する
ステージ4	起立や歩行など、日常生活の低下が 著しく、労働機能は失われる	
ステージ5	車椅子移動または寝たきりで 全介助状態	Ⅲ度 起立不能で日常生活は全介助を要する

- ・多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリーブ橋小脳萎縮症)
- ・プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎

- 後天性免疫不全症候群
- ・人工呼吸器を使用している状態

※5 特別な管理を必要とする利用者(特別管理加算対象者)

特別管理加算I

- ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にあるもの
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にあるもの
- ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にあるもの
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるもの
- ・気管カニューレを使用している状態にあるもの
- ・留置カテーテルを使用している状態にあるもの

特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜還流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿管理を受けている状態
- ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門また人工膀胱を留置している状態
- 真皮を超える褥瘡の状態
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(3) その他の費用

① 交通費	利用者の居宅が江別市外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。(当該事務所より5km~10km 500円/月 10km以上1000円/月)				
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、連絡をいただいた時間に応じて、キャンセル料を請求させていただきます。※病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
	前日までのご連絡の場合	不要			
	当日にご連絡の場合	1000 円請求します			
※訪問看護提供時に必要となった衛生材料などは自費相当を請求します 保険適応外の訪問看護サービスについては、利用者との協議同意の上、提供し請求します					

14 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

① 請求方法	ァ 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金							
	額により、翌月にご請求いたします。							
② 支払い方法	ア 下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。							
	(ア) 利用者指定口座からの自動振替							
	(イ) 現金支払い							
	(ウ) 事業者指定口座への振り込み							
	ァ お支払いの確認後、領収書をお渡しします。必ず保管されますようお願いします。							
	(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)							

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置し、発生した場合は担当者が迅速に対応します。(利用者当事者の双方から事情を確認し対応する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション こことわ	所 在 地 江別市野幌寿町3番地3 グリーンコーポ101号室 電話番号 011-887-8601 FAX番号 011-887-8602 担当者 管理者 今 綾子 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)
【市町村(保険者)の窓口】 江別市役所 健康福祉部 介護保険課	所 在 地 江別市高砂町 6 電話番号 011-381-1067 受付時間 9:00~17:15 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所 在 地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号011-231-5175 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

2019年7月1日

改正 2019年10月1日、2020年4月1日、2020年6月1日、2022年4月1日、2022年10月1日、2023年4月1日、 2024年6月1日 2024年9月1日

		年	月	日

訪問看護サービス提供に際し、本紙面をもとに重要事項内容の説明を行いました。

事業者	所 在 地	江別市新栄台 6 番地の 30
	法 人 名	株式会社 ワクラフ
	代 表 者 名	代表取締役 今 綾子
	事 業 所 名	訪問看護ステーション こことわ
	所 在 地	江別市野幌寿町3番地3 グリーンコーポ101号室
	管 理 者	今 綾子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

・個人情報について、当書面に記載する個人情報利用目的の内容で使用することに、									
				(同意します		同意しません)
・24 時間対応体制加算について、 利用を(口 希望します 口 希望しません)									
・ターミナルケア療養費加算について、利用を(口 希望します 口 希望しません))	
7.1 FD +V	住	所	₹						
利用者	氏	名							
			Ŧ						
ご家族	住	所	I						
代理人	氏	名				続	柄	()	

